１０　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

項目	措置の内容
（１）需給ひっ迫時の対応	□平時を上回る特定重要物資等の生産、平時に実施した在庫又は備蓄の全部又は一部の供給その他の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に資する措置を実施する。 （具体的な措置内容）※自由記載
（２）供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置	（具体的な措置内容）※自由記載 （記載例） ・βラクタム系抗菌薬の製剤過程について、設備の強化等に取り組む。 ・継続的な設備投資又はより効率的な製図工程の実現、コスト縮減のための研究開発を実施する。 ・次世代の人材育成に取り組む。 ・感染症流行など有事の際の需要にも対応可能な供給計画を作成する。

１１　許認可等の取得又は申請の状況

必要となる許認可等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況
○○許可（●法第●条）	○年○月に取得済（有効期限：○年○月） ○年○月に申請（○月に許可見込み）

（注１）取組の実施に際して他の法令（外国の法令を含む。）に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許認可等」という。）を必要とする場合には、その許認可等の取得又は申請の状況について記載すること。

（注２）許認可等を受けていることを証する書面若しくは許認可等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

１２　申請を行う事業者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

（注）申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項並びに申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

１－（１）	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
１－（２）	申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
２－（１）	申請者の最近三期間の事業報告の写し
２－（２）	申請者の最近三期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
３	省令※第２条第２項第３号に該当することを証する書類
４	省令※第２条第２項第４号イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことを証する書類
５	安定供給確保取組方針第３章に定める認定要件に該当することを証する書類

※　厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年厚生労働省令第八号）

（備考）

１．厚生労働大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。